

第2回 多摩市公契約制度審査委員会 会議録

1 開催日時及び会場

平成23年9月9日（金） 午前10時から 401会議室

2 出席者（5名）

出席者 古川委員長、脇田副委員長、黒木委員、井上委員、志村委員
(欠席：なし)

事務局 會田総務契約課長、鍋村契約係長

3 会議録署名委員

第1回会議録署名委員 脇田副委員長 井上委員

第2回会議録署名委員 黒木委員、志村委員

4 審議内容

・資料説明

(會田総務契約課長が説明を行った。)

委員 工事件数450件のうち概ね10件を対象とした経緯は？

事務局 工事請負費総額50%となれば市の公共工事に従事する労働者全体の50%以上が対象になると判断した。

委員 パブリックコメントの周知方法等は？

事務局 9月20日号の広報及びホームページにより周知する。

委員 パブリックコメントの「多摩市公契約条例制定に向けた基本的な考え方」の内容に異論があるが？

事務局 ご意見を検討し、修正できるかどうか検討する。

委員 受注者が当該受注関係者と連携して支払う義務を定めているか？

事務局 受注者及び下請業者に共同責任があり連携して支払うこととした。

・案件1 「工事に関すること」

資料説明 (黒木委員が説明を行った。)

- ・公共工事設計労務単価の100%
- ・熟練労働者と未熟練労働者に区分けした賃金設定
- ・60歳以上を対象外とせず、公契約に従事する者全員を対象

委員長 公共工事設計労務単価のパーセンテージを条例上に規定すべき

という提案なのか？

委員 条例上に規定すべきというのではなく、公契約審議会で審議することで構わない。

委員長 100%とすると熟練の中でも条例の適用を受けるのは半分と
なってしまうが？

水準を高くすればするほど適用者は減ることになる。90%と
すれば賃金体系の6～7割が熟練労働者であることから適用者
は増えることになる。

委員長 熟練労働者と未熟練労働者の取扱についても条例上に規定すべ
きという提案なのか？

委員 これについても、公契約審議会で審議することで構わない。

委員長 公共工事設計労務単価をベースとすることについては異論はな
いのか？

委員 市が設計上使用しているのは、公共工事設計労務単価であり、
現実的にはこれしかない。

委員 設計をする上で未熟練労働者の取扱は？

事務局 熟練労働者で設計をしていると思われる。

委員長 川崎市・野田市では、未熟練の取扱があいまいでその取扱次第
で変わってくるが？未熟練労働者については、普通作業員等で
区分することは？

委員 普通作業員として区分することは難しい。未熟練労働者の枠を
設けていないと経営実態的に厳しい面がある。

委員 条例で規定されない未熟練労働者を雇えば、何をやっても構わ
なくなるのでは？

委員 熟練、未熟練の差別をするためではなく、実態に合わせその判
断は受注者の裁量に任せればよい。

委員 熟練、未熟練という組立てができるのであればその方がよいと
思うが？

委員長 公契約は賃金を確保することにより、ダンピング受注を排除す
ることにある。未熟練労働者を雇えばよいということになると
公契約の趣旨に反することになる。

委員長 未熟練の賃金水準は業務委託の生保基準でもよいのか？

委員 職種毎に設定することは不可能だと思うので、生保基準も設定
の一つとしてある。

委員 熟練、未熟練の振り分け方法は？

委員 何をもって熟練、未熟練とするのか難しいので、受注者の判断
でよい。

委員長 紛争が起きる可能性があるので、熟練、未熟練について受注者
は本人に申し渡す必要がある。

委員 高齢者を未熟練と同様に除外しているが？工事、業務委託両方

とも除外なのか？

事務局 工事、業務委託とも除外する考えであるが、工事と業務委託で60歳以上の取扱を変えることはできる。

委員 設計上で高齢者として設計するのか？

事務局 そのようなことはない。

工事については、年齢による区分はしない。

委員 条例素案の第9条で受注者が当該受注関係者と連帯して支払う義務を負うとは、元請が支払わなければならないということか？

事務局 雇用業者と元請業者の連帯責任として契約約款に規定することになる。

委員 条例素案第10条で台帳の整備とあるが、元請がそこまで管理できるのか？

委員長 手間がかかるが、悪質業者を排除できることになる。

・次回予定について

第4回は10月6日（木）午後1時から、第5回は10月17日（月）午後3時から開催することとした。